

○柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例

平成24年12月26日
条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項の規定により、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、次条から第5条まで、第7条、第9条、第10条及び第12条に定めるもののほか、基準省令第2条から第64条まで(次に掲げる規定を除く。)に定めるところによる。

- (1) 基準省令第11条第4項第1号イ、第5項及び第6項第1号
- (2) 基準省令第16条第2項
- (3) 基準省令第35条第4項第1号イ(1)及び第5項
- (4) 基準省令第55条第4項第1号イ及び第5項
- (5) 基準省令第57条第2項
- (6) 基準省令第61条第4項第1号イ(1)及び第5項

(令元条例6・令3条例11・一部改正)

(居室の定員)

第3条の2 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。)の1の居室の定員は、4人以下とする。

(令元条例6・追加)

(居室、静養室等及び廊下の幅)

第4条 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条及び次条において同じ。)の居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

(1) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 居室、静養室等のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。

イ 次のいずれにも該当すること。

(ア) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通じる避難階段を2以上有することとし、うち1つは屋外に設ける避難階段とすること。

(イ) 防災上有効な傾斜路又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー(いずれの居室、静養室等からも当該バルコニーに通じる構造であり、かつ、当該バルコニーから(ア)の屋外に設ける避難階段に通じる構造であるものに限る。)を有すること。

(2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

2 特別養護老人ホームの廊下の幅は、1.8メートル以上とし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上(中廊下にあつては、1.8メートル以上)とすることができる。

(令3条例11・一部改正)

(入浴の機会の提供等)

第5条 特別養護老人ホームは、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

第6条 削除

(令3条例11)

(ユニット型特別養護老人ホームに係るユニットの居室の定員等)

第7条 ユニット型特別養護老人ホームのユニットの1の居室の定員は、1人とする。

2 ユニット型特別養護老人ホームのユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。

イ 次のいずれにも該当すること。

(ア) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる避難階段を2以上有することとし、うち1つは屋外に設ける避難階段とすること。

(イ) 防災上有効な傾斜路又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー(いずれのユニット及び浴室からも当該バルコニーに通じる構造であり、かつ、当該バルコニーから(ア)の屋外に設ける避難階段に通じる構造であるものに限る。)を有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

第8条 削除

(令3条例11)

(地域密着型特別養護老人ホームに係る居室、静養室等)

第9条 地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。次条において同じ。)の居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

(1) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 居室、静養室等のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。

イ 次のいずれにも該当すること。

(ア) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通じる避難階段を2以上有することとし、うち1つは屋外に設ける避難階段とすること。

(イ) 防災上有効な傾斜路又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー(いずれの居室、静養室等からも当該バルコニーに通じる構造であり、かつ、当該バルコニーから(ア)の屋外に設ける避難階段に通じる構造であるものに限る。)を有すること。

(2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

(令3条例11・一部改正)

(地域密着型特別養護老人ホームに係る入浴の機会の提供等)

第10条 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

第11条 削除

(令3条例11)

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに係るユニットの居室の定員等)

第12条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームのユニットの1の居室の定員は、1人とする。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームのユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、[次の各号](#)のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) 次のいずれかの要件を満たすこと。

ア ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる特別避難階段を2以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上)有すること。

イ 次のいずれにも該当すること。

(ア) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通じる避難階段を2以上有することとし、うち1つは屋外に設ける避難階段とすること。

(イ) 防災上有効な傾斜路又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー(いずれのユニット及び浴室からも当該バルコニーに通じる構造であり、かつ、当該バルコニーから[\(ア\)](#)の屋外に設ける避難階段に通じる構造であるものに限る。)を有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

第13条 削除

(令3条例11)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(設備等に係る経過措置)

第2条 [基準省令](#)の施行の際現に存していた特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、[基準省令](#)の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。[次条](#)及び[附則第12条](#)において同じ。)について[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第11条第4項](#)の規定を適用する場合においては、[同項第1号ハ](#)中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

(令3条例11・一部改正)

第3条 [基準省令](#)の施行の際現に存していた特別養護老人ホームの建物については、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第11条第4項第9号イ](#)(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間、適用しない。

第4条 一般病床又は療養病床を有する病院の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換(病院の一般病床若しくは療養病床又は診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。)を行って特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第11条第4項第9号イ](#)及び[第55条第4項第9号イ](#)の規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

(平30条例12・一部改正)

第5条 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第11条第4項第9号イ](#)及び[第55条第4項第9号イ](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室はそれぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合にお

いて、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

- (2) 食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上の面積を有し、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

(平30条例12・一部改正)

第6条 一般病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床について平成36年3月31日までの間に転換を行って特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第35条第6項第1号](#)、[第55条第6項第1号](#)及び[第61条第6項第1号](#)並びに[第4条第2項](#)の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

(平30条例12・一部改正)

第7条 [特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準](#)の一部を改正する省令(平成14年厚生労働省令第107号)附則第3条第1項の規定により特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなされた特別養護老人ホームは、特別養護老人ホームであってユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。

第8条 平成15年4月1日以前に[老人福祉法第15条](#)の規定により設置されていた特別養護老人ホーム(同日において建築中のものであって、同月2日以後に[同条](#)の規定により設置されたものを含む。以下「平成15年前特別養護老人ホーム」という。)であって、[指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準](#)等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第106号。以下「平成23年改正省令」という。)第5条の規定による改正前の基準省令(以下「特別養護老人ホーム旧基準」という。)第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの(平成23年改正省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成15年前特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホームを除く。)であって、平成23年改正省令の施行後に特別養護老人ホーム旧基準第43条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなったものを含む。以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。)のうち、[介護保険法\(平成9年法律第123号\)第48条第1項](#)の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、平成23年改正省令の施行後最初の指定の更新までの間は、[第5条](#)の規定(一部ユニット型特別養護老人ホームのうちユニット部分(特別養護老人ホーム旧基準第44条に規定するユニット部分をいう。)以外の部分に限る。)を除き、なお従前の例によることができる。

(令3条例11・一部改正)

第9条 平成23年改正省令の施行の際現に一部ユニット型特別養護老人ホームに併設されている[介護保険法第41条第1項](#)に規定する指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は[介護保険法第53条第1項](#)に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、平成23年改正省令の施行後に入所定員の減少により地域密着型特別養護老人ホームとなった場合の当該一部ユニット型特別養護老人ホームに併設され、その利用定員が当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員を上回るものについては、当分の間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第56条第13項](#)の規定は、適用しない。

第10条及び第11条 削除

(令元条例6)

第12条 この条例の施行の際現に存する一部ユニット型特別養護老人ホームであって、この条例の施行後、当該施設の全部又は一部について新規に[老人福祉法第15条第4項](#)の認可を受けるもの([基準省令](#)の施行の際現に存していた特別養護老人ホームの建物に限る。)について、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第11条第4項](#)の規定を適用する場合においては、[同項第1号ハ](#)中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

第13条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は[介護保険法第54条第1項第2号](#)に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスに係る[第3条](#)の規定の適用については、[同条各号列記以外の部分](#)中「除く。）」と

あるのは、「除く。）」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第4号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第10条の規定による改正前の基準省令第56条第12項」とする。

(平27条例7・追加)

(虐待の防止に係る経過措置)

第14条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第2条第5項(基準省令第59条において準用する場合を含む。)、第31条の2(基準省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。))及び第33条第3項(基準省令第63条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とし、基準省令第7条(基準省令第59条において準用する場合を含む。))及び第34条(基準省令第63条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。))」とする。

(令3条例11・追加)

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第15条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第24条の2(基準省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、基準省令第24条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(令3条例11・追加)

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第16条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第24条第3項(基準省令第59条において準用する場合を含む。))及び第40条第4項(基準省令第63条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(職員の配置に係る経過措置)

第17条 令和3年4月1日以後、当分の間、第3条の規定により適用する基準省令第35条第4項第1号イ(2)及び第61条第4項第1号イ(2)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム又はユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(以下この条において「ユニット型特別養護老人ホーム等」という。))は、第3条の規定により適用する基準省令第12条第1項第4号イ及び第40条第2項(第63条において準用する場合を含む。))の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム等における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(居室に係る経過措置)

第18条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。)の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、令和3年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、令和3年改正省令第11条の規定による改正前の基準省令第35条第4項第1号イ(4)(ii)及び第61条第4項第1号イ(4)(ii)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(令3条例11・追加)

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

第19条 令和3年4月1日から起算して6月を経過する日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第31条第1項(基準省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(令3条例11・追加)

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第20条 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定により適用する基準省令第26条第2項第3号(基準省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、

特別養護老人ホームは、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(令3条例11・追加)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第21条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第31条の3](#)([基準省令第42条](#)、[第59条](#)及び[第63条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[基準省令第31条の3](#)中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第22条 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間、[第3条](#)の規定により適用する[基準省令第27条第1項](#)([基準省令第42条](#)、[第59条](#)及び[第63条](#)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、[同項](#)中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(令6条例7・追加)

附 則(平成27年条例第7号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)に係る第2条の規定による改正後の柏市指定居宅サービス等事業人員設備運営基準等条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。）」とあるのは、「除く。）」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の基準省令第5条第2項及び第5項、第7条第2項、第40条第3項並びに第42条第2項」とする。

第3条 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第3条の規定による改正後の柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」という。)第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。）」とあるのは、「除く。）」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の基準省令(以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第4条から第45条まで(当該旧介護予防サービス等基準第37条第2項及び第45条(当該旧介護予防サービス等基準第37条第2項の準用に係る部分に限る。))を除く。))とする。

2 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第3条の規定による改正前の柏市指定介護予防サービス等事業人員等基準等条例(以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。)第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第6条第2号から第5号まで及び第7条第2号から第5号までの規定中「基準省令」とあるのは、「平成27年改正省令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」とする。

第4条 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第5条第2項及び第6項並びに第7条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事

業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第2項	指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)	介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。))附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第4条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「第1号訪問事業」という。))に係る指定事業者
	指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。))の事業	第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は第1号訪問事業
第5条第6項	指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める第1号訪問事業の
第5条第6項及び第7条第2項	指定訪問介護事業者	第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	第1号訪問事業
第7条第2項	指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する	市町村の定める第1号訪問事業の

- 2 平成27年改正省令附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第41条第3項及び第43条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。))を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第41条第3項	基準該当訪問介護(指定居宅サービス等基準第40条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。))の事業	介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。))附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「基準該当第1号訪問事業」という。))
	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める基準該当第1号訪問事業の
第43条第2項	基準該当訪問介護の事業	基準該当第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準第42条第1項に規定する	市町村の定める基準該当第1号訪問事業の

第5条 旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護に係る第4条の規定による改正後の柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」と

いう。)第5条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第2条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の基準省令第3条の4第2項」とする。

第6条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧指定介護予防通所介護」という。)又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。)に係る新指定居宅サービス等基準条例第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第2条の規定による改正前の基準省令第93条第1項第3号及び第8項、第95条第4項、第106条第1項第3号及び第7項並びに第108条第4項」とする。

第7条 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る新介護予防サービス等基準条例第4条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。)」とあるのは、「除く。)」並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の基準省令(以下「旧介護予防サービス等基準」という。)第8条から第14条まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第15条(当該旧介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第16条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第17条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第19条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第21条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第23条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第24条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第30条から第33条まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第34条第1項から第4項まで(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第34条第5項及び第6項(当該旧介護予防サービス等基準第107条において準用する場合に限る。)、第34条の2(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第36条(当該旧介護予防サービス等基準第107条及び第115条において準用する場合に限る。)、第96条から第115条まで(当該旧介護予防サービス等基準第106条第2項及び第115条(当該旧介護予防サービス等基準第106条第2項の準用に係る部分に限る。))を除く。)、第179条、第180条第4項、第183条第1項並びに第184条」とする。

2 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る旧指定介護予防サービス等基準条例第13条及び第14条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧指定介護予防サービス等基準条例第13条第2号から第4号までの規定中「基準省令」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準」と、同条第5号中「基準省令第107条において準用する基準省令第35条第2項」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第105条の2第2項」と、第14条第2号から第4号までの規定中「基準省令」とあるのは「平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第115条において準用する平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第105条の2第2項」とする。

第8条 平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第97条第1項第3号及び第8項並びに第99条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

--	--	--

第97条第1項 第3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)	介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。))附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第96条に規定する指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「第1号通所事業」という。))に係る指定事業者
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の事業	第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護等	指定介護予防通所介護又は第1号通所事業
第97条第8項	指定居宅サービス等基準第93条第1項から第6項まで又は指定地域密着型サービス基準第20条第1項から第7項までに規定する	市町村の定める第1号通所事業の
第97条第8項 及び第99条 第5項	指定通所介護事業者等 指定通所介護等の事業	第1号通所事業に係る指定事業者 第1号通所事業
第99条第5項	指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで又は指定地域密着型サービス基準第22条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める第1号通所事業の

- 2 平成27年改正省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準第112条第1項第3号及び第7項並びに第114条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。))を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる当該旧介護予防サービス等基準の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1 項第3号	基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準第106条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。))の事業	介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。))附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下「基準該当第1号通所事業」という。))
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	当該基準該当介護予防通所介護又は基準該当第1号通所事業
第112条第7 項	指定居宅サービス等基準第106条第1項から第5項までに規定する	市町村の定める基準該当第1号通所事業の
第112条第7 項及び第114 条第4項	基準該当通所介護の事業	基準該当第1号通所事業

第114条第4項	指定居宅サービス等基準第108条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める基準該当第1号通所事業の
----------	---------------------------------	---------------------

(平28条例21・一部改正)

第9条 旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護に係る新地域密着型サービス基準条例第5条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「除く。）」とあるのは、「除く。）」及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。)附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第3条の規定による改正前の基準省令第131条第13項」とする。

第10条 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る新介護予防サービス等基準条例第4条の規定により適用する平成27年改正省令第5条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(以下「新介護予防サービス等基準」という。)第260条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者(」とあるのは、「指定事業者(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

2 新介護予防サービス等基準条例第4条の規定により適用する新介護予防サービス等基準第260条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合における同条の規定の適用については、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。)、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス(以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。)に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(次項において「指定介護予防訪問介護」という。))と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する同条第7項に規定する介護予防通所介護(次項において「指定介護予防通所介護」という。))と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

附 則(平成28年条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第11号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第7号抄)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。